

未成年後見人の仕事と責任

未成年後見人（以下、「後見人」といいます。）の仕事は、主に以下の二つです。

● 身上監護

後見人は、未成年者が健康に育ち、一人前の社会人になれるよう、監護・教育に努める必要があります。

● 財産管理

後見人は、自分の財産を管理する以上の注意を払って、未成年者の財産を適切に管理する責任と義務があります。

【留意事項】

1 あくまで「未成年者本人の財産」として管理

- (1) 未成年者の財産を、後見人や他人の財産と混同してはいけません。未成年者の財産は、未成年者名義の口座か、後見人として管理していることを明記した口座で管理する必要があります。
- (2) 未成年者の財産は、未成年者自身の生活費や後見事務に関する費用（コピー代や交通費など）など、**未成年者に関することにのみ使用できます。親族や他人への贈与・貸付は、慶弔費など、常識的な範囲内で相当と認められる場合を除き、原則として認められません。**
- (3) 後見人が後見事務についての報酬を受け取るには、家庭裁判所に許可申立の上、審判を得る必要があります。未成年者の財産から勝手に受け取ることはできません。

2 未成年者の財産は、安全確実に管理

元本が保証されない金融商品への投資など、**投機的な運用は認められません。**

3 遺産分割においては、法定相続分を確保

ただし、相続財産がマイナスになる場合には、相続放棄をすることができます。

後見人と未成年者がともに相続人になる場合には、法律上、利害が対立することになるため、原則、特別代理人の選任の申立てが必要です。

4 後見人の任期

後見人の仕事は、未成年者が成年に達したり、養子縁組によって親権者が決まったりするなど、後見が終了するまで続きます。

遺産分割や保険金の受領など、申立てのきっかけとなった当初の目的を果たせば終わりになるわけではありません。

5 家庭裁判所への報告

(1) 初回報告

後見人は、選任後1か月以内に、財産目録、収支予定表及び裏付け資料（通帳の写しなど）を家庭裁判所に提出しなければなりません。

(2) 定期報告

後見人は、原則年1回、未成年後見事務報告書、財産目録及び裏付け資料を家庭裁判所に提出し、チェックを受ける必要があります。

(3) 終了報告

後見が終了したときは、2か月以内に管理財産を計算して未成年者や親権者に引き継ぐとともに、家庭裁判所に報告する必要があります。

(4) その他の報告

定期報告以外にも、家庭裁判所は、必要に応じて、随時、報告を求めることがあります。

また、転居や保険金の受領等、未成年者の生活状況や財産状況に変動があった場合には、速やかに家庭裁判所に報告する必要があります。

6 後見人の責任

後見人に不正や不適切な行為があるときは、**家庭裁判所は、後見人を解任することがあります。**

不正や不適切な行為とは、例えば、次のような行為をいいます。

- × 未成年者の財産を後見人の生活費として使う。
- × 未成年者の財産を後見人や親族に貸し付ける。
- × 後見人個人名義の口座で未成年者の財産を管理する。
- × 未成年者の世話をしない。
- × 家庭裁判所の指示に従わず、財産目録等を提出しない。 …など

後見人が未成年者の財産を自分のために使うなどして、未成年者に損害を与えたときは、**損害賠償責任や業務上横領の罪などの刑事責任を問われる**ことがあります。